

## 2021年4月1日より 総額表示義務が適用されます

2021年1月吉日  
日本宅配水&サーバー協会  
広報委員会 座長 丸尾裕之

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
会員の皆様におかれましては既にご承知のこととは存じますが、消費税における総額表示の“特例”が2021年3月31日に終了致します。そして、2021年4月1日より「総額表示が義務化」となります。  
今一度、貴社及び代理店、取次店等のチラシやホームページ等、販売価格が記載されているものをご確認いただき、リニューアルが必要な際は3月31日までに完了するようご準備の程、宜しくお願い致します。

敬具

### 記

以下、国税局HPより抜粋

#### 1 「総額表示」の意義

「総額表示」とは、消費者に商品の販売やサービスの提供を行う課税事業者が、値札やチラシなどにおいて、あらかじめその取引価格を表示する際に、消費税額(地方消費税額を含みます)を含めた価格を表示することをいいます。

#### 2 対象となる取引

消費者に対して、商品の販売、役務の提供などを行う場合、いわゆる小売段階の価格表示をするときには総額表示が義務付けられます。事業者間での取引は総額表示義務の対象とはなりません。

#### 3 具体的な表示例

例えば、次に掲げるような表示が「総額表示」に該当します(例示の取引は標準税率10%が適用されるものとして記載しています。)

11,000円

11,000円(税込)

11,000円(税抜価格10,000円)

11,000円(うち消費税額等1,000円)

11,000円(税抜価格10,000円、消費税額等1,000円)

[ポイント]

支払総額である「11,000円」さえ表示されていればよく、「消費税額等」や「税抜価格」が表示されていても構いません。

例えば、「10,000円(税込11,000円)」とされた表示も、消費税額を含んだ価格が明瞭に表示されていれば、「総額表示」に該当します。

なお、総額表示に伴い税込価格の設定を行う場合において、1円未満の端数が生じるときには、その端数を四捨五入、切捨て又は切上げのいずれの方法により処理しても差し支えありません。

#### 4 対象となる表示媒体

対象となる価格表示は、商品本体による表示(商品に添付又は貼付される値札等)、店頭における表示、チラシ広告、新聞・テレビによる広告など、消費者に対して行われる価格表示であれば、それがどのような表示媒体により行われるものであるかを問わず、総額表示が義務付けられます。なお、口頭による価格の提示は、これに含まれません。

#### 5 価格表示を行っていない場合

総額表示が義務付けられるのは、あらかじめ取引価格を表示している場合であり、価格表示がされていない場合にまで価格表示を強制するものではありません。

以上